

「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の修正等について

1 修正の内容

(1) 原子力災害対策指針の改正（平成 29 年 7 月 5 日）に伴う修正

○全ての原子炉施設の警戒事態（A L : Alert）について，地震・津波等の自然災害に対する要件を見直し

（例：地震発生箇所について，所在道府県から所在市町村へ）

○実用発電用原子炉の緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）について，施設敷地緊急事態（S E : Site Emergency）及び全面緊急事態（G E : General Emergency）に係る記載を変更 など

(2) 国の防災基本計画の修正（平成 29 年 4 月 11 日）に伴う修正

○「原子力災害対策マニュアル」の改定等を踏まえた修正 など
（現地での具体的な避難等の実施方針の作成・共有 等）

(3) 原子力災害医療体制の整備に伴う修正

[	・ 初期被ばく医療機関 → 原子力災害医療協力機関	]
[	・ 二次被ばく医療機関 → 原子力災害拠点病院	]
[	・ 三次被ばく医療機関 → 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター	]

(4) 時点修正等

○統計数値等の時点修正

○関係機関の名称変更及び組織改正 など

2 新旧対照表

別添1

 のとおり